

## 長野市公共工事入札に係る設計図書等の有償頒布の実施に関する要領

### (趣旨)

第1 この要領は、市が条件付一般競争入札、事後審査型一般競争入札及び公募型指名競争入札により発注する建設工事（以下「当該工事」という。）の入札に際し、設計図書及び図面等（以下「設計図書等」という。）を有償で頒布することに関し、必要な事項を定める。

### (有償頒布の対象)

第2 有償頒布は、当該工事の入札に参加を希望する者（以下「入札参加希望者」という。）を対象とする。

### (有償頒布の内容)

第3 有償頒布する設計図書等は、市が有償頒布することが適当であると認める当該工事に係る設計図書等の写しとする。

### (有償頒布の方法)

第4 有償頒布の方法は、市が指定するコピー店（以下「コピー店」という。）での購入によるものとし、購入代金は、入札参加希望者の負担とする。

2 有償頒布は、市が指定した期間内に、コピー店の営業時間内に行うものとする。

3 入札参加希望者は、設計図書等の購入に際しては、設計図書等購入申込書に必要事項を記入の上、コピー店に提出しなければならない。

4 コピー店は、設計図書を販売したときは、設計図書等購入確認票に確認印を押印し、当該入札参加希望者に交付するものとする。

### (設計図書購入申込書の送付)

第5 コピー店は、第4条第3項の規定により提出された設計図書等購入申込書を、当該工事に係る設計図書等の返却時に、長野市財政部契約課に送付するものとする。

### (守秘義務)

第6 コピー店は、設計図書等の内容、頒布申込者その他この業務において知り得た情報を他に漏らしてはならない。

## 附 則

### (施行期日)

1 この要領は、平成30年4月1日から施行する。

(長野市公共工事入札に係る設計図書等の有償頒布の試行に関する要領の廃止)

2 長野市公共工事入札に係る設計図書等の有償頒布の試行に関する要領は、平成30年3月31日限り廃止する。